

保険業界における市場規律の必要性

—市場規律が必要とされるようになった背景—

徳 常 泰 之

1. はじめに

1996年に保険業法が改正され、日本版金融ビッグバンが始まった。以降、保険業界を含めた日本の金融業界において規制緩和・自由化が進んだために、金融機関を取り巻く経営環境は激変した。料率、保険商品、市場参入などさまざまな面で規制が行われていた護送船団行政からの脱却が求められ、競争制限的規制が緩和され保険業界に競争が本格的に導入された。

保険会社は他社との差別化困難な保険商品というサービスの販売を行っている。保険会社が顧客に対して提示する保険料は容易な差別化になるが、保険制度には価値循環の転倒性が存在している。そのため、過度の保険料競争に陥ると保険経営の不確実性が増大することになる。

さらに近年、国内の保険市場は少子高齢化や成熟化の影響を受けて縮小傾向にあり、日本の保険会社の海外への進出戦略もボーダレス化という大きな流れの中にある。

経営環境が激変する流れの中でも、保険会社は契約者に経済的保障を提供するために財務的健全性を確保し続けていかなければならない。そのためにも保険会社を監督する立場にある監督者が果たす役割は重要である。公的な規制の必要性和その役割は時代や環境の変化とともに変容する。

保険会社の財務的健全性を維持することが、保険会社や監督者にとって重要な課題となっている。そのためには監督者による規制・規律が必要であり、併せて市場規律の有効活用が求められる環境になっている。金融庁が出した「金融改革プログラム¹⁾」の中で改革内容を整理する5つの視点の一つとして「市場規律を補完する信頼される金融行政の確立」を掲げており、世界的な趨勢に沿っている。

保険商品や料率の競争と保険会社の財務的健全性を確保することは両立可能であるのか。そのカギとなるのが市場規律である。以下、本稿では保険市場における市場規律の必要性という視点から、次章では規制の限界と市場規律が必要とされるようになった経緯について、3章で

1) 金融庁(2004)「金融改革プログラム - 金融サービス立国への挑戦 -」

<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/16/f-20041224-6a.pdf> 2019年9月23日確認。

は保険基本原則 (ICP) やソルベンシー II (Solvency II) などにおける市場規律を活用するための枠組みについて考察し、4章でまとめとする。

2. 規制の限界と市場規律が必要とされるようになった経緯

2-1 健全性維持の重要性

保険会社が販売する保険は、契約のもう一方の当事者となる経済主体 (契約者・被保険者) からリスクの移転を受け、リスクに見合った保険料を受け取る。そして約款に規定されている事故が発生し、損害が生じた場合に保険金を支払うという経済的保障を提供している。保険会社の経営には事故発生、発生時期や損害規模の不確実性を必然的に抱え込むことになる。この点が保険金支払いの不確実性につながる可能性があり、最悪の場合には保険金支払いやその他の理由によって保険会社が倒産する可能性がある。保険会社を倒産させないことが契約者保護や保険システムを安定化させることとなる。

近年、国内の保険市場は少子化の影響を受けて若年層が減少することが一因となってニーズが縮小傾向にあり保険市場が成熟化している。このような環境下において保険会社は次の成長戦略として保険会社の海外への進出戦略やFinTechやInsurTechと称される先端技術を活用した新しいタイプの保険商品が出現してきているという大きな流れの中にある。保険会社の国際的活動の増大や新興市場の成長に伴い、また先端技術を活用したInsurTechが国境を越えて伝播することに伴い保険監督規制の国際的調和の重要性が増加している。

このように急激に変化する環境下においても保険会社の財務的健全性を維持することが、保険会社や監督者にとっての重要課題となっている。むしろ健全性を維持することの重要性は従前より増加している。

保険会社が財務的健全性を十分に維持することは、保険金の支払い余力を確保することにつながり、保険会社の破綻回避につながる。保険会社の破綻を回避することは契約者の保護や保険業界の健全な発展に寄与することになる。他の保険会社が破綻してもその契約者保護のために資金拠出などの負担をする必要もなく、適正な水準の保険料設定につながり、安定した保険サービスの供給につながる。経済制度の一つとして保険制度が果たす役割は大きいため、現下のような経済環境下においてこの点は重要である。

1996年に始まった金融ビッグバン以降、保険会社を取り巻く経営環境は激変した。保険会社を取り扱う保険商品やリスクの種類も多様化、複雑化してきている。市場が変化するスピードが速くなってきている。そのため保険会社が直面するリスクが質、量ともに変化した。それに対応する形で保険会社のリスク管理手法が高度化してきた。リスク管理の高度化が進めば、資本の効率化、経営の効率化や衝撃耐性の強化になる。そのためリスク管理の高度化が健全性の確保につながると考えられる。契約者保護のための健全性規制の重要性はもちろんのこと、リ

スク管理高度化を推進するように環境を整備することが監督者に求められる。

監督者は従前の監督手法や定量的な資本規制を主とする従来の健全性規制の枠組みだけでは対応できなくなり、保険会社を監督する監督者の監督手法や規制の枠組みも変化せざるを得ない状況になってきた。

監督者による規制の必要性和役割は時代とともに変容する。保険会社を取り巻く経営環境が変化しているため、保険会社を監督する監督者に求められる姿勢・手法が大きく変化している。保険会社の財務的健全性を維持するためには、監督者による規制・規律が必要であり、併せて市場規律の有効活用が求められる環境になっている。

2-2 護送船団行政と保険会社の破綻の時代

1990年代後半までの規制緩和・自由化される以前の時代では、監督者（大蔵省）による規制、護送船団行政が採用されていた。

護送船団行政では、監督者は個別の金融機関の経営の安全性や健全性を監督・規制し、金融機関の破綻を未然に防ぐことが重要であった。護送船団行政の下では、行政による保険業界全体に対して競争制限的な規制が行われていた。そのため、当該市場において市場規律は有効に機能せず、また市場規律を有効に機能させる必要性はなかった。監督者は保険会社に対して強い権限を有していたため、仮に経営状態が悪化し破綻の危機に瀕した保険会社が出現したとしても、監督者による監督の下で経営状態が良好な保険会社に吸収させることで契約者の保護を行うことが可能であった²⁾。

そのため、護送船団行政はある意味で、契約者保護を可能とする究極のセーフティネットであるという点はメリットがあったと考えられる。しかし、他方で一部の会社に超過利潤を生じさせる面があることで非効率な部分が存在することもまた事実であり、さらに経営者のモラルハザードを誘発する可能性があった点は護送船団行政のデメリットであったと考えられる。

1989年に保険審議会において「保険事業の在り方及び保険関係法規の見直し」について検討が開始され、1992年6月に答申「新しい保険事業の在り方」が出された。その答申の中で「三つの視点と三つの指針」が示された。三つの視点とは「利用者の立場」、「国民経済的見地」および「国際性」である。三つの指針とは「規制緩和・自由化による競争の促進・事業の効率化」、「健全性の維持」および「公正な事業運営の確保」である。

自己責任原則に基づいた市場原理の活用が志向され、料率規制・競争制限的規制の緩和の方向付けがされ、契約者保護のための新たな規制・監督手法の必要性が高まってきた。

1995年に保険業法が改正されるまでの間、護送船団行政が行われその中の健全性規制として、監督者による監督・行政指導は経営全般に及んでいた。しかし、バブル崩壊後の保険会社の健全性悪化を防ぐことができず、破綻する保険会社が出現することになった。1997～2008年まで

2) 琉球生命は1975年8月1日に全契約を日本生命に包括移転、その後解散。

の間に、生命保険会社8社と損害保険会社2社の計10社の保険会社が破綻した³⁾。

この点に従来の監督者主導型の健全性規制の限界を見ることができる。護送船団行政の下では、監督者は個別の金融機関の経営の安全性や健全性を監督し、破綻を未然に防止する政策を重視してきた。これはマイクロ・プルーデンスな政策と考えられる。

しかし、2008年に発生した世界的な金融危機によって、個々の金融機関の安全性を確保するためには従来の個別の金融機関の経営の安定性や健全性を監督し、破綻を未然に防止する行政手法だけでは不十分であり、金融システム全体の安定を意識したより広範な監督や規制の必要性が明らかになった。この点においても従来の監督者主導型の監督・規制の限界を見ることができる。

1990年代前半までの護送船団行政において行われてきた料率規制は、破綻する保険会社を1社でも出現させないという点において契約者保護につながっていたと考えられる。しかし、一部の保険会社に超過利潤をもたらす構造となってしまう、結果として保険業界全体の効率性が損なわれ、契約者の不利益になっていた可能性があると考えられる。

価値循環の転倒性という特徴を持つ保険制度において、過度な料率引き下げ競争が引き起こす混乱によって保険業界全体に対する信頼が失われる事態は回避されなければならない。保険会社にとり、財務的健全性を確保し続けていくことは至上命題であるため、監督者による監督や規制のすべてが不要とは考えられない。

金融業界における規律は①監督者による規制を通じて生じる「監督規律」、②コーポレート・ガバナンスや全社的リスクマネジメントなどリスク管理体制などの当該企業の行動から生じる「自己規律」、③ディスクロージャーや格付会社などを通じて生じる「市場規律」の3種類存在する⁴⁾。情報の非対称性が存在する点、価値循環の転倒性が存在する点において、保険会社による自己規律のみならず監督者による規制や、他者からの規律の必要性が存在する。

2-3 監督者による保険行政・規制の必要性

保険商品が取引される保険市場が完全競争市場であれば政府による規制による介入の根拠にはならない。しかし、保険者と契約者との間には情報の非対称性が存在するため逆選択やモラルハザードの問題が顕在化する。保険市場は不完全競争市場であり、この状態を放置すれば市場は失敗する。この点に監督者が保険業界を規制の対象とする根拠になると理解できる。

監督者による保険監督の根幹は、1. 契約者保護、2. 財務的健全性の維持（ソルベンシー規制）、3. 企業統治（コーポレート・ガバナンス）の3点に集約される。保険契約の特性から生じる規制のあらましは以下の通りとなる。

3) 生命保険会社の破綻：日産生命(1997年4月)、東邦生命(1999年6月)、第百生命(2000年5月)、大正生命(2000年8月)、千代田生命(2000年10月)、協栄生命(2000年10月)、東京生命(2001年3月)、大和生命(2008年10月)。

損害保険会社の破綻：第一火災海上保険(2000年5月)、大成火災海上保険(2001年11月)。

4) 徳常(2018)。

1. 契約者保護

- ・公共性の保持：保険会社は多数の顧客を相手とする公共性の強い事業体と考えられる。
- ・取引の衡平性の保持：特殊の専門的知識・計算を用いられる取引が行われている。

2. 財務的健全性の維持（ソルベンシー規制）

- ・財務的健全性の維持：資産、負債、ソルベンシー、資産運用、投資、準備金計算、保険計理、会計事項（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書）など保険会社には堅実な経営が求められる。

3. 企業統治（コーポレート・ガバナンス）

- ・マネジメントに関する事項：事業免許、コーポレート・ガバナンス、内部統制、全社的リスクマネジメント（ERM）などがある。
- ・市場行動に関する事項：競争（競争制限）規制として、情報開示、保険仲介者、商品・約款、料率算出、販売などがある。

1990年代後半以降、規制緩和が進められたが保険業に関連するすべての規制が不要とされたわけではない。消費者保護、契約者保護、保険料の算出（保険数理）、保険約款（保険契約）や保険会社の健全性維持など必要な規制は存在している。

保険契約者の保護と保険事業の健全な発展のためには、保険事業の正常機能を維持することが必要になる。保険業法第1条には「保険業の公共性にかんがみ、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図り、もって国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資する」と規定されており、監督規制は必要であると考えられる。

1990年代前半までであれば、保険契約者・被保険者・保険金受取人は保険会社が破綻する可能性や、保険金が削減され、受け取れなくなるという事態を想定する必要はまったくなかった。しかし、1990年代後半以降の金融ビッグバンと称される金融の自由化や規制緩和の進展に伴い、市場規律が重視されるように保険業界を取り巻く環境が変化してきた⁵⁾。

保険会社が破綻すると、契約内容（保険商品、予定利率、経過年数）にもよるが予定利率の引き下げや責任準備金の削減により予定されている保険金が削減されることになる。そのため、保険契約者などは大きな不利益を被ることになる。1996年に生命保険業界には生命保険契約者保護機構が、損害保険業界には損害保険契約者保護機構が設立された⁶⁾。セーフティネットとしての契約者保護機構が存在するものの、保険会社が破綻することにより、保険契約者、被保

5) 金融庁は経済価値ベースのソルベンシー規制の導入にかかわるフィールドテストを実施し、その結果を公表している。保険会社の財務状況をいつでも的確に把握する枠組みが必要となる。経済価値ベースのソルベンシー規制を導入することにより、保険会社の資産・負債の一体的な時価評価を行うことになる。

6) 生命保険契約者保護機構 <http://www.seihohogo.jp/> 2019年9月23日確認、損害保険契約者保護機構 <http://www.sonpohogo.or.jp/index.html> 2019年9月23日確認。

険者は破綻前と同様の保障を受けられるわけではない。

保険金削減という不利益を被らないためには、契約者自身が保険会社の財務内容が健全な状態に保たれ、保険金支払い能力が十分に確保されているかという点には、十分な注意を払った上で契約を締結し、契約後も継続的に注意を払う必要がある。

現在の健全性規制の枠組みとして、1. ソルベンシー・マージン比率⁷⁾を用いたソルベンシー規制（早期是正措置、早期警戒制度）、2. 自己規律の活用（行政による全社的なリスクマネジメントの促進）、3. 市場規律の活用（ディスクロージャーの促進）が行われ、経済的価値ベースで保険会社の評価がなされるように変化してきた。

市場規律を機能させるための枠組みの一つとして、ソルベンシー・マージン比率に財務状態を健全に保つ動機づけの機能を組み込んだ制度として早期是正措置と早期警戒制度がある。早期是正措置と早期警戒制度は「監督規律」、「自己規律」および「市場規律」の3種類の規律に関係する。早期是正措置と早期警戒制度については3-4で考察する。

2-4 金融自由化とボーダレス化の時代と金融庁のスタンス

2008年の世界的な金融危機以前から、金融業界に対する規制緩和が進んできていた。監督者により個々の金融機関に対する監督規制は従前のものとは随分と異なる様相を呈してきていたものの、個別の金融機関の経営の安全性や健全性を監視・監督し、破綻を未然に防ぐ政策に軸足が置かれ、金融庁による検査などが行われていた。

しかし、2008年の世界的な金融危機以降、個々の金融機関の安全性確保に対する規制だけでは、十分な対応ができなくなった。金融システム全体の安定を企図した金融監督規制の必要性が高まってきた。

世界的に金融自由化とボーダレス化の一連の流れが進展する中で、監督の国際的調和の必要性が高まってきた。その結果、バーゼル銀行監督委員会によるバーゼルII、保険監督者国際機構（IAIS：International Association of Insurance Supervisors）による保険基本原則（ICP：Insurance Core Principles）や欧州保険・年金監督局（EIOPA：European Insurance and Occupational Pensions Authority）によるソルベンシーII（Solvency II）など、国境の枠組みを超えて市場規律を活用する金融システムを志向した規制の枠組みが整備されてきており、保険監督規制の国際的調和が図られようとしている。

銀行業界に適用されているバーゼルIIにおける3本柱アプローチでは、第1の柱は最低所要自己資本比率規制、第2の柱は銀行のリスク管理に基づく規律と監督当局による妥当性の検証、

7) ソルベンシー・マージン比率とは、保険会社が通常の予測の範囲を超えて発生するリスクに対して、どの程度の支払い余力を有しているかを示す指標。保険会社の通常の予測の範囲内で発生するリスクに対しては、責任準備金で対応する。貸借対照表の負債として計上される責任準備金(保険金支払い債務の期待値+リスクマージン)=資産である必要がある。

第3の柱は市場規律の実効性向上となっている。

ソルベンシーⅡにおける保険規制の3本柱アプローチでは、第1の柱は資産・負債の評価、ソルベンシー資本要件、最低資本要件などの「定量的要件」、第2の柱は企業のガバナンス、監督機関の審査プロセスなどの「監督活動」、第3の柱は監督機関への報告と一般公衆への開示などの「法定報告と情報開示」となっている。

金融庁においても2004年に出した「金融改革プログラム－金融サービス立国への挑戦－」の中で改革内容を整理する5つの視点の一つとして「市場規律を補完する信頼される金融行政の確立」を掲げており⁸⁾、世界的な趨勢に沿っている。

また、「保険会社向けの総合的な監督指針（2018/2）⁹⁾」では保険監督の目的と監督部局の役割として、保険会社に対して「定期的・継続的に経営に関する報告を求める等により、保険会社の業務の状況を常に詳細に把握するとともに、保険会社から徴求した各種の情報の蓄積及び分析を迅速かつ効率的に行い、経営の健全性の確保等に向けた自主的な取組みを早期に促していくこと¹⁰⁾」が明記されており、監督者の重要な役割と考えられている。

保険会社の財務的健全性を維持することが、保険会社や監督者にとっての至上命題となっている。そのため、監督者による規制・規律が必要であり、併せて市場規律の有効活用が求められる環境になっている。

2-5 監督者による規制の限界と市場規律の必要性

経営環境の変化に伴い、保険会社が取り扱う保険商品やリスクの種類も多様化、複雑化してきている。保険会社の財務内容が変化することにより、内部留保や保有資産が変動または毀損する可能性のある「財務リスク（保険引き受けリスク、資産運用リスク、流動性リスク）」や保険会社の業務遂行上生じうる可能性がある「オペレーショナル・リスク（事務リスク、システムリスク、災害リスク、コンプライアンスリスク、人事・労務リスク、保険金支払い管理リスク、情報漏洩リスク、レピュテーションリスク）」などがある。

これらのリスクに直面する保険会社のリスク管理手法が高度化するに伴い、保険会社を監督

8) 金融庁(2004) p.2 <http://www.fsa.go.jp/news/newsj/16/f-20041224-6a.pdf> 2019年9月23日確認。

「金融改革プログラム－金融サービス立国への挑戦－」において、以下の5つの視点から進めるべき改革の内容を整理。

- ① 民間活力を引き出し利用者利便を向上させるための制度設計と利用者保護ルールの整備・徹底（利用者ニーズの重視と利用者保護ルールの徹底）
- ② ITの戦略的活用等による金融機関の競争力の強化及び金融市場インフラの整備
- ③ 国際的に開かれた金融システムの構築と金融行政の国際化
- ④ 活力ある地域社会の実現に寄与する金融システムの構築（地域経済への貢献）
- ⑤ 市場規律を補完する信頼される金融行政の確立

9) 金融庁(2018) <http://www.fsa.go.jp/common/law/guide/ins.pdf> 2019年9月23日確認。

10) 金融庁(2018) p.1 <http://www.fsa.go.jp/common/law/guide/ins.pdf> 2019年9月23日確認。

する金融当局の監督手法も変化せざるを得ない状況になっている。

保険会社が財務的健全性を維持するためには、保険会社が抱えているリスクを時価ベースで把握し、保険金支払い債務の期待値を算出し、それに見合ったリスクマージンと責任準備金積立金、資産などとのバランスを取り、十分な支払い余力を確保する必要がある。そのためには監督者は規制の枠組みを整備する必要性があり、健全性規制、ソルベンシー規制が必要になると考えられる。

ただ、監督者による監督規制は必要であると考えられるが万能ではない。仮に現時点で優れた監督規制の枠組みを整備することができたとしても、金融機関を取り巻く環境が変化していくことが容易に予想され、規制の枠組みを環境変化に対してすぐに適合させることは困難である。そのため監督規制だけでは十分に監督機能を果たせるとは考えられない。監督官庁による監督規制を補うものとして、市場規律の存在が考えられる。

ICPにおいてもパブリック・ディスクロージャ（保険会社の情報開示）を通じた市場規律の活用が期待されている。また、ソルベンシーⅡにおける保険規制の3本柱アプローチの一つである第3の柱では監督機関への報告と一般公衆への開示などの「法定報告と情報開示」となっており、これは市場規律を有効活用しようとする狙いが込められている。

3. 市場規律を活用するための枠組み

監督者による規制にすべてを委ねることは限界がある。この前提を踏まえ、市場規律を活用する金融システムを志向した規制の枠組みを設計することが世界的な流れとなっている。以下、ICP、ソルベンシーⅡおよび保険業法における市場規律を活用するための枠組みについて考察する。

3-1 ICPにおける市場規律の活用について

保険基本原則（ICP）は、保険監督者国際機構（IAIS）が採択した、保険会社の財務的健全性を促進し、保険契約者を保護するために必要な保険監督における基本原則を定めたもので、2011年に全面改定された。IAIS加盟国の監督機関は、ICPの定める枠組みにのっとった監督制度を加盟国の監督の枠組みに取り込むことが奨励されている。

ICPでは、①財務的健全性に関する事項（負債、投資、ソルベンシーなど）、②市場行動に関する事項（情報開示、消費者保護、保険仲介者など）、③マネジメントに関する事項（免許交付、ガバナンス、内部統制など）について基本原則が明示されている。

ICPでは、市場規律についてIntroductionとICP20に記載されており、以下のように枠組みが示されている¹¹⁾。

11) IAIS Insurance Core Principles <http://www.iaisweb.org/page/supervisory-material/insurance-core-principles//file/77910/all-adopted-icps-updated-november-2018> 2019年9月23日確認。

実効的な保険監督を行っていくための前提条件がIntroduction19において示されている。市場規律を効果的に導入するための前提条件が5つ挙げられておりその一つとして「金融市場における効果的な市場規律」が含まれている。

Introduction23において、効果的な市場規律は「市場参加者への情報の適切な開示、十分に管理された組織への適切な金銭的インセンティブ、投資家の自身の意思決定の結果について責任を負うことに依存する」として市場規律に求められる要素が示されている。効果的な市場規律を実現するための課題として「適切なコーポレート・ガバナンスの枠組みが存在していること、債権者や投資家に対して正確で、有意義で、透明性のある時宜にかなった情報を提供すること」が示されている。

また、市場規律を活用するためには、ディスクロージャー制度が整備・拡充されていることが前提条件の一つになる¹²⁾。情報開示についてICP20において「監督者は保険者に対して適切で、包括的で、時宜にかなない十分な事業活動に関する情報、業績に関する情報、財務状態に関する情報を開示するように要求する」と枠組みが示されている。そしてこれらの要求に対応することにより「市場規律が強化される」と期待され、さらに「保険者自身がさらされているリスクやそのマネジメントについて理解する」ことが期待される。

ただし、20.0.9において指摘されている通り、過度の情報開示は市場参加者にとって効果的な情報開示とはならず、逆に保険者の負担となる点については留意する必要がある。そのため監督者は保険者に対し「大量のデータではなく、重要な情報を開示する」ように制度設計を考慮しなければならない。

20.1において、「保険者は、少なくとも年に一度は市場参加者が利用可能な方法」で情報を開示するように示されており、特に開示されなければならない情報は「市場参加者が行う意思決定に有用な情報、意思決定に際して利用可能であり最新の情報、包括的かつ有意義な情報、意思決定に際して信頼できる情報、同一市場の他の保険者と比較可能な情報、長期間の継続性がある情報」と示している。

3-2 ソルベンシー II における市場規律の活用について

欧州保険・年金監督局（EIOPA）によるソルベンシー II（Solvency II）はEU諸国における保険業に関する規制を調和させることを目的としたEUの規制指令である。ソルベンシー II は銀行業界におけるバーゼル II と同様に3本柱の構成となっている¹³⁾。

第1の柱は「定量的要件」について規定しており、保険会社の財務状態に関する規定となっ

12) 徳常(2018) pp.210-211。

13) EUR-Lex Directive 2009/138/EC of the European Parliament and of the Council of 25 November 2009 on the taking-up and pursuit of the business of Insurance and Reinsurance (Solvency II) (recast) (Text with EEA relevance) <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02009L0138-20140523&from=ENx> 2019年9月23日確認。

ている。保険会社の保有している資産・負債の評価について市場に統合的な手法で評価すること、ソルベンシー資本要件（SCR：Solvency Capital Requirement）や最低資本要件（MCR：Minimum Capital Requirement）について規定している。保険契約者を保護するために必要となる資金を保険会社に確保させることを目的としている。

第2の柱は「定性的要件・監督活動」について規定しており、保険会社の内部管理体制に関する規定となっている。保険会社のガバナンスや全社的なリスクマネジメント、監督者の監督プロセスやリスクとソルベンシーの自己評価（ORSA：Own Risk and Solvency Assessment）について規定している。

第3の柱は「法定報告と公衆開示」について規定しており、監督者と一般社会やステークホルダーに対する透明性の向上を目的としている。保険会社の監督者に対する公開・非公開の法定報告や一般社会に対する情報の開示について規定している。一般社会に対する情報の開示は、市場規律を機能させるうえで重要となっている。

市場規律を活用するための前提となる情報開示について第51条では報告書の公開とその内容について、第53条では支払能力および財務の状態に関する報告の原則について、第54条では最新情報の公開と任意情報の提供について、第55条では方針と事前承認について規定しており保険会社の情報公開の枠組みが示されている。

特に第51条では、「保険および再保険の事業者に対し、毎年その支払能力及び財務状況に関する報告書を公に開示することを要求する」と示されており、開示されなければならない情報として「事業と業績、コーポレート・ガバナンス、保険者が保有しているリスク、資産、引当金、および負債について、資本について（SCRおよびMCR）」などが示されている。

第52条では「EU加盟各国はEIOPAに対し第51条に示されている情報を提供する」ように求めており、第53条では「監督者の許可を前提として、情報開示をしない点」について示されている。

第54条では「第51条や第53条で開示された情報に重大な影響を与える進展があった場合には、保険者および再保険の事業者は適切な情報を開示しなければならない」と示されており、第55条では「EU加盟各国は第51条、第53条や第54条に規定された情報開示するための適切な枠組みを構築しなければならない」と示されている。

3-3 保険業法における市場規律の活用について

3-1と3-2で考察したようにICPやソルベンシーⅡにおいては、市場規律を活用するための前提条件となる保険会社による情報公開が重視されている。次に日本の状況について考察する。

2-3で考察したように、金融庁は金融改革プログラムの中で市場規律の必要性について、2004年に出した「金融改革プログラム」の中で改革内容を整理する5つの視点の一つとして「市

市場規律を補完する信頼される金融行政の確立」を掲げており、保険業法の中で市場規律を機能させていくための枠組みが整備されている。

市場規律を活用するための前提条件の一つは適切な情報公開である。この点について保険業法第111条に情報公開の枠組みについて規定されている。

第111条第1項には「保険会社は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを記載した説明書類を作成し、（中略）公衆の縦覧に供しなければならない」と規定されている。

また同条第3項には「電磁的記録をもって作成することができる」と規定されており、説明書類がPDFファイルで作成されていることがある。同条第4項には「電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く」ことができると規定されており、保険会社のWebsiteで公開している。

同条第5項には「書類を公衆の縦覧に供する期間」について規定されており、同条第6項では「保険契約者その他の顧客が（中略）参考となるべき事項の開示に努めなければならない」と規定されている。

保険業法施行規則第59条の2には開示する事項として1. 保険会社の概況および組織に関する事項（経営の組織、株主に関する事項、基金拠出者に関する事項、取締役および監査役の氏名など）、2. 保険会社の主要な業務の内容、3. 保険会社の主要な業務に関する事項（直近の事業年度における事業の概況、直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標（経常収益、経常利益または経常損失、当期純利益または当期純損失（相互会社は当期純剰余または当期純損失）、資本金の額および発行済株式の総数（相互会社は基金の総額）、純資産額、総資産額および特別勘定または積立勘定として経理された資産額、責任準備金残高、有価証券残高、保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率など）、4. 保険会社の運営に関する事項（リスク管理の体制、法令遵守の体制など）、5. 保険会社の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書など）と詳細に規定されている¹⁴⁾。

第59条の4に情報開示された説明書類の縦覧の期間について「事業年度経過後四月以内にその縦覧を開始し、説明書類ごとに、当該事業年度の翌事業年度に係るそれぞれの説明書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなければならない」と規定されている。そのため、最低1年は説明書類が公開されている。また、第59条の6に説明書類が電磁的記録をもって作成されている場合には「電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする」と規定されており、保険会社各社は自社のWebsiteで説明書類を公開している。大半の保険会社は1年以上（一部の保険会社では10年以上）の期間に渡り説明書類の公開を行っている。

14) 詳細は本論文末に掲載の「別表 第59条の2第1項第3号ハ関係(生命保険会社)」および「別表 第59条の2第1項第3号ハ関係(損害保険会社)」を参照。

3-4 インセンティブ・ストラクチャアとしての早期是正措置と早期警戒制度

市場規律を機能させ、有効に活用するためにはインセンティブ・ストラクチャアの構築が必要となる。インセンティブ・ストラクチャアには制度設計によって「契約者に対する制度」と「経営者に対する制度」に区分できる。

契約者に対するインセンティブ・ストラクチャアとして、契約締結時に格付情報やソルベンシー・マージン比率を参考資料として財務内容がよい保険会社を選別できるような制度設計が考えられる。また保険会社が破綻した場合の契約者の取り扱いについて過去の事例を周知することで保険契約締結時もしくは契約期間中に保険会社選別動機を高めることができる可能性がある。契約している保険会社の財務内容が悪化した場合に他社への乗り換えも一つの方法として考えられる。この点について損害保険の場合には乗り換えコストは大きくなる可能性は低いと考えられるが、生命保険の場合には乗り換えコストは大きくなる可能性がある。ただし、契約者に対するインセンティブ・ストラクチャアはいずれの方策も難易度は高いと考えられる。

経営者に対するインセンティブ・ストラクチャアとして、格付情報、ソルベンシー・マージン比率や株価を用いる制度設計が考えられ、ソルベンシー・マージン比率を活用した早期是正措置と早期警戒制度が整備されている。

ソルベンシー・マージン比率は監督規律、自己規律と市場規律の3種類の規律に関係する。ソルベンシー・マージン比率を用いた客観的な基準を用いた監督を行うことが可能で、経営者自らが安定的な財務基盤を確立することによりソルベンシー・マージン比率を高めようと規律付けすることが可能で、他社と比較可能な数値で表されるソルベンシー・マージン比率を市場参加者が評価することが可能である。

以下、本節では市場規律の視点から見た「早期是正措置」と「早期警戒制度」について考察する¹⁵⁾。

保険業法第132条第2項に基づき、ソルベンシー・マージン比率による「早期是正措置」が定められている。

監督者は保険会社の財務的健全性を確保するため、「保険金等の支払能力の充実を示す比率(ソルベンシー・マージン比率)」という客観的な基準を用い、必要な是正措置命令を迅速かつ適切に発動していくことで、保険会社の経営の早期是正を促していく必要がある。

早期是正措置については、「保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令」(平成12年6月29日総理府令・大蔵省令第45号)に具体的な内容が規定されている。(図3-1参照)

決算状況書や中間(決算)状況書により報告されたソルベンシー・マージン比率が200%を上回っていれば、非対象区分として早期是正措置の対象とはならない。

ソルベンシー・マージン比率が100%以上200%未満の場合には第一区分に該当する。この場合、「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行

15) 以下の記述は金融庁(2018)「保険会社向けの総合的な監督指針」を参照している。

の命令」を行う。これは保険会社のソルベンシー・マージン比率を200%以上の水準の達成を原則として1年以内に確保することを重視し、保険会社の自主性を尊重しつつ行われることになる。

ソルベンシー・マージン比率が0%以上100%未満の場合には第二区分に該当する。この場合、「次の各号に掲げる保険金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令」が出されることになる。原則として1年以内に少なくとも100%以上の水準を達成することを目的として監督者の判断によって措置の内容が決められることになる。

ソルベンシー・マージン比率が0%未満の場合には第三区分に該当する。この場合、「期限を付した業務の全部又は一部の停止の命令」が出されることになる。

なお、計画期間については第一区分の場合も第二区分の場合も原則として1年以内に達成することとされているが、保険会社と保険契約者や市場との関係性を考慮に入れ、早急に保険会社に対する信託を高める必要があるため、期間を大幅に縮減する場合があるとされている。

図3-1 保険会社を対象とした早期是正措置制度の概要

保険金等の支払能力の充実に係る区分		措置の内容
非対象区分	保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 二〇〇パーセント以上	
第一区分	保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 一〇〇パーセント以上二〇〇パーセント未満	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令
第二区分	保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 〇パーセント以上一〇〇パーセント未満	次の各号に掲げる保険金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令 一 保険金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 二 配当の禁止又はその額の抑制 三 契約者配当又は社員に対する剰余金の分配の禁止又はその額の抑制 四 新規に締結しようとする保険契約に係る保険料の計算の方法（その計算の基礎となる係数を要する場合においては、その係数を含む。）の変更 五 役員賞与の禁止又はその額の抑制その他の事業費の抑制 六 一部の方法による資産の運用の禁止又はその額の抑制 七 一部の営業所又は事務所における業務の縮小 八 本店又は主たる事務所を除く一部の営業所又は事務所の廃止 九 子会社等の業務の縮小 十 子会社等の株式又は持分の処分 十一 法第九十八条第一項各号に掲げる業務その他の法第九十七条の規定により行う業務に付随する業務、法第九十九条の規定により行う業務又は他の法律により行う業務の縮小又は新規の取扱いの禁止 十二 その他金融庁長官が必要と認める措置

第三 区分	保険金等の支払能力の充実の状況 を示す比率 ○パーセント未満	期限を付した業務の全部又は一部の停止の命令
----------	--------------------------------------	-----------------------

出所 平成12年総理府・大蔵省令第45号 保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令 第2条

早期是正措置の対象とはならない場合でも、保険会社の財務的健全性の維持を図るため、継続的な経営改善への取組みが必要となる。そのため、監督者は予防的・総合的な措置を講じる必要がある。

保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図る必要があるため改善の必要性が認められる保険会社に対する制度として保険業法第128条に基づき早期警戒制度がある。

早期警戒制度には収益性改善措置（収益指標やその見通しに基づき改善の必要性が認められる場合）、信用リスク改善措置（信用リスク管理体制勢に改善の必要性が認められる場合）、安定性改善措置（市場リスクなどの管理体制勢に改善の必要性が認められる場合）や資金繰り改善措置（流動性リスクの管理体制勢に改善の必要性が認められる場合）があり、原因や改善策を保険会社に報告や資料の提出を求め、改善を促すことになる。

またこれらの措置に関し、改善計画を保険会社に確実に実行させるために保険業法第132条に基づいて業務改善命令を出すという予防的・総合的な措置を講ずることによって、保険会社に対して経営改善を促していく。

早期是正措置と早期警戒制度は「経営者に対するインセンティブ・ストラクチャア」として市場規律を機能させることに資すると考えられる。

4. まとめ

保険制度は、将来の一定の保険事故が起こる可能性（リスク）に対する保障であり、保険事故の結果生じた経済的損害に対して補償することが基本的機能である。価値循環の転倒性が存在するが、保険金支払いのために堅固な財務体質が求められる。

保険制度は現代社会の安定を支える重要な経済制度の一つである。しかし保険制度は、将来に発生するかもしれない損失を填補するため、分かりやすい制度とは言えず、将来における保険事故に際しての保険金支払いに不確実性を有するという特徴がある。この特徴があるため、保険を販売し、保障を提供する保険会社に対する正確な評価を将来にわたって行うことが困難である。

監督官庁が保険会社に対して、監督・規制を行っているが、それによってすべての問題が解決できるわけではない。公的な規制の必要性とその役割は時代や環境の変化とともに変容する。規制緩和（市場の自由化）による競争環境の整備と経営効率の促進させることもまた監督者の

役割である。

保険会社による適切な情報開示を通じて保険会社の透明性を高めることが、市場規律を有効に機能させるための前提条件になる。適切な情報開示を行うためにIAISのICP、EIOPAのソルベンシーIIや保険業法において保険会社の情報開示のための枠組みについて規定されている。規制の枠組みの国際的調和が進んでいる。

保険会社の透明性を高めることは、契約者、将来の契約者を含めすべての利害関係者の利益となる。情報開示を通じた「市場規律」の活用とそのための体制・規制の枠組み作りは重要である。保険会社の透明性を高めるためには、保険会社による信頼できる情報開示が必要となるが、そのためには監督者による制度設計を通じた誘導や規律付けといったインセンティブ・ストラクチャの構築が必要となる。市場規律の影響機能を活用して保険会社にインセンティブを与えるものでなければ有効活用することにつながらない。

この点が機能すれば市場規律を活用することで、保険商品や料率の競争と保険会社の財務的健全性を確保し、保険会社の破綻を回避することを両立させることが可能になると考えられる。

引用・参考文献一覧

- 浅井義裕 (2006) 「生命保険会社の評価は難しいのか？ ディスクロージャーの進展と企業評価」『生命保険論集』財団法人生命保険文化センター 第155号。
- 植村信保 (2008) 『経営なき破綻 平成生保危機の真実』日本経済新聞出版社
- 植村信保 (2009) 「保険会社経営の健全性の確保について」『保険学雑誌』日本保険学会 第604号 2009年3月。
- 植村信保 (2019) 「生命保険業界における経済価値ベース評価の活用状況に関する考察」『生命保険論集』公益財団法人生命保険文化センター 第207号 2019年6月。
- 江澤雅彦 (2001) 『生命保険会社による情報開示』成文堂
- 岡田太志 (2006) 『保険問題の諸相』千倉書房
- 大塚忠義 (2014) 『生命保険業の健全経営戦略』日本評論社
- 生命保険文化センター (2013) 「国際的保険グループの監督規制」2013年1月
- 損害保険事業総合研究所 (2011) 『ソルベンシーII 枠組指令に関する調査・研究（解説編）』
- 損害保険事業総合研究所 (2011) 『ソルベンシーII 枠組指令に関する調査・研究（資料編）』
- 徳常泰之 (2018) 「保険会社における市場規律の測定の準備」『保険学雑誌』第642号 日本保険学会
- 永田邦和 (2011) 「日本の生命保険市場の市場規律」『生命保険論集』財団法人生命保険文化センター 175号。
- 堀田一吉 (2007) 「保険システムとセーフティネット」『三田商学研究』慶應義塾大学商学会 第50巻第4号 2007年10月。
- 堀田一吉 (2009) 「保険自由化と消費者利益 - 損害保険を中心に -」『保険学雑誌』日本保険学会 第604号 2009年3月。
- 前多康男 (2008) 「我が国の金融市場における市場規律の活用の可能性について」日本銀行金融研究所 Discussion Paper No. 2008-J-23 2008年12月。
- 家森信善・浅井義裕 (2004) 「ディスクロージャーの強化で生命保険会社の評価は容易になったか？ 生保ディスクロージャーと格付け」『生命保険論集』財団法人生命保険文化センター 第146号。
- Eling Martin (2012), "What Do We Know About Market Discipline In Insurance?", *Risk Management and Insurance Review*, American Risk and Insurance Association, Vol.15, No.2.
- Harrington, Scott E. (2004), "Market Discipline in Insurance and Reinsurance", in Borio, C. et al. eds. *Market*

- Discipline Across Countries and Industries* The MIT Press.
- Park, Sojung Carol, and Tokutsune, Yasuyuki (2013) , “Do Japanese Policyholders Care About Insurers’ Credit Quality?”, *The Geneva Papers on Risk and Insurance Issues and Practice* 38.
- Yamori, Nobuyoshi, and Okada, Taishi (2007), “The Japanese Insurance Market and Companies: Recent Trends,” *Handbook of International Insurance Between Global Dynamics and Local Contingencies*, Huebner International Series on Risk, Insurance and Economic Security Vol. 26 Cummins, J. David and Venard, Bertrand (Eds.).
- Zanjani, George (2002), “Market Discipline and Government Guarantees in Life Insurance” , Unpublished Working Paper, Federal Reserve Bank of New York.
- 金融庁 (2004) 「金融改革プログラム - 金融サービス立国への挑戦 -」
<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/16/f-20041224-6a.pdf>
- 金融庁 (2018) 「保険会社向けの総合的な監督指針」 <http://www.fsa.go.jp/common/law/guide/ins.pdf>
- 金融庁 (2017) 「経済価値ベースの評価・監督手法の検討に関するフィールドテストの結果概要について」 2017年3月 <http://www.fsa.go.jp/news/28/hoken/20170328-1/01.pdf>
- 金融庁 (2015) 「経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に係るフィールドテスト」 2015年6月
<http://www.fsa.go.jp/news/26/hoken/20150626-8/01.pdf>
- 金融庁 (2011) 「経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に係るフィールドテスト」 2011年3月
<http://www.fsa.go.jp/news/22/hoken/20110524-1/01.pdf>
- 生命保険契約者保護機構 <http://www.seihohogo.jp/>
- 損害保険契約者保護機構 <http://www.sonpohogo.or.jp/index.html>
- 日本アクチュアリー会 (2013) 「経済価値ベースのソルベンシー規制に係る技術的検討 諸外国等の規制動向」
<http://www.actuaries.jp/lib/report/solvency20130805.pdf>
- International Association of Insurance Supervisors “Insurance Core Principles”
<http://www.iaisweb.org/page/supervisory-material/insurance-core-principles//file/77910/all-adopted-icps-updated-november-2018>
- EUR-Lex Directive 2009/138/EC of the European Parliament and of the Council of 25 November 2009 on the taking-up and pursuit of the business of Insurance and Reinsurance (Solvency II) (recast) (Text with EEA relevance)
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02009L0138-20140523&from=ENx>

別表 第五十九条の二第一項第三号八関係（生命保険会社）

項目	記載する事項
<p>主要な業務の状況を示す指標等</p>	<p>一 個人保険，個人年金保険及び団体保険の区分ごとの新契約高及び保有契約高 二 死亡保障，生存保障，入院保障，障害保障，手術保障について，個人保険，個人年金保険，団体保険，団体年金保険等の区分ごとの保障機能別保有契約高 三 死亡保険，生死混合保険，生存保険，年金保険，災害・疾病関係特約の区分ごとの個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高</p>
<p>保険契約に関する指標等</p>	<p>一 個人保険，個人年金保険，団体保険，団体年金保険等の区分ごとの保有契約増加率 二 個人保険の新契約平均保険金及び保有契約平均保険金 三 個人保険，個人年金保険，団体保険等の区分ごとの解約失効率 四 月払契約の個人保険新契約平均保険料 五 契約者（社員）配当の状況 六 保険契約を再保険に付した場合における当該再保険を引き受けた主要な保険会社等（第七十一条第一項各号に掲げる者をいう。次号及び第八号において同じ。）の数 七 保険契約を再保険に付した場合における当該再保険を引き受けた保険会社等のうち支払再保険料の額が大きいことにおいて上位を占める五の保険会社等に対する支払再保険料の割合 八 保険契約を再保険に付した場合における当該再保険を引き受けた主要な保険会社等の適格格付業者（金融庁長官が別に指定する者をいう。）又は海外においてこれと同等の実績を有する格付業者による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合 九 未だ取受していない再保険金の額 十 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの，発生保険金額（保険金支払いに係る事業費等を含む。）の経過保険料（当該事業年度の経過期間に対応する責任に相当する額として計算した金額をいう。）に対する割合。この場合においては，再保険に付した部分の控除をしないものとして計算する。</p>
<p>経理に関する指標等</p>	<p>一 責任準備金（危険準備金を除く。）を個人保険，個人年金保険，団体保険，団体年金保険，その他，小計に区分し，危険準備金，合計等の区分ごとの責任準備金明細表 二 標準責任準備金対象契約，標準責任準備金対象外契約ごとの積立方式，積立率の区分ごとの個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式，積立率 [積立率の算式(A)/(B)×100%] (A)…実際に積み立てている「保険料積立金+払戻積立金+未経過保険料」 (B)…平成8年大蔵省告示第48号に定める保険料積立金及び払戻積立金（標準責任準備金対象契約）+平準純保険料式による保険料積立金及び払戻積立金（標準責任準備金対象外契約）+実際に積み立てている未経過保険料 二の二 特別勘定を設けた保険契約であって，保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高，算出方法及びその計算の基礎となる係数（第六十八条に規定する保険契約に限る。） 三 個人保険，個人年金保険，団体保険，団体年金保険，財形保険・財形年金保険，その他の保険ごとに，前年度末現在，前年度剰余金からの繰入，利息による増加，配当支払による減少，（当年度繰入額），当年度末現在（積立配当金額を付記する。）の区分ごとの契約者（社員）配当準備金明細 四 貸倒引当金を一般貸倒引当金，個別貸倒引当金，特定海外債権引当勘定に，価格変動準備金を含むその他引当金ごとに区分し，前期末残高，当期末残高，当期増減額等の区分ごとの引当金明細 五 対象国，対象債権額，純繰入額，引当残高の区分ごとの特定海外債権引当勘定 六 対象債権額の7割以上を占める国別の特定海外債権残高 七 有形固定資産（土地，建物，その他），無形固定資産，その他，の区分ごとの固定資産等処分益及び固定資産等処分損 八 営業活動費，営業管理費，一般管理費（法第二百六十五条の三十三第一項の負担金の額を注記する。）の区分ごとの事業費明細</p>

資産運用に関する指標等	<p>一 主要資産(現預金・コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、商品有価証券、金銭の信託、有価証券、貸付金、不動産(有形固定資産のうち、土地、建物及び建設仮勘定の合計をいう。以下本表において同じ。)、一般勘定計(うち海外投融資等)の区分ごとの平均残高</p> <p>二 主要資産(現預金・コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、商品有価証券、金銭の信託、有価証券(公社債、株式、外国証券(公社債、株式等)、その他の証券)、貸付金(保険約款貸付、一般貸付)、不動産、その他、一般勘定計(うち外貨建資産)等)の区分ごとの資産の構成及び資産の増減</p> <p>三 現預金・コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、商品有価証券、金銭の信託、公社債、株式(法第112条評価益を含む利回りを別記する)、外国証券、貸付金(うち一般貸付)、不動産、一般勘定計の区分ごとの運用利回り</p> <p>四 利息及び配当金等収入、商品有価証券運用益、金銭の信託運用益、売買目的有価証券運用益、有価証券売却益、有価証券償還益、金融派生商品収益、為替差益、その他運用収益、合計等の区分ごとの資産運用収益明細(法第112条評価益を計上している場合には、その旨記載する。)</p> <p>五 支払利息、商品有価証券運用損、金銭の信託運用損、売買目的有価証券運用損、有価証券売却損、有価証券評価損、有価証券償還損、金融派生商品費用、為替差損、貸倒引当金繰入額、貸付金償却、賃貸用不動産等減価償却費、その他運用費用、合計等の区分ごとの資産運用費用明細</p> <p>六 預貯金利息、有価証券利息・配当金(公社債利息、株式配当金、外国証券利息配当金)、貸付金利息、不動産賃貸料、その他共計の区分ごとの利息及び配当金等収入明細</p> <p>七 有価証券の種類別(国債、地方債、社債(うち公社・公団債)、株式、外国証券(公社債、株式等)、その他の証券、合計等の区分をいう。)の有価証券残高</p> <p>八 有価証券の種類別(国債、地方債、社債、株式、外国証券(公社債、株式等)、その他の証券、合計等の区分をいう。)の残存期間別残高</p> <p>九 商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、商品政府保証債、その他の商品有価証券、合計等の区分をいう。)の残高</p> <p>十 業種別保有株式の額</p> <p>十一 保険約款貸付(契約者貸付、保険料振替貸付)、一般貸付(うち非居住者貸付)、企業貸付(うち国内企業向け)、国・国際機関・政府関係機関貸付、公共団体・公企業貸付、住宅ローン、消費者ローン、その他、合計(保険約款貸付と一般貸付の合計)等の区分ごとの貸付金残高</p> <p>十二 大企業(資本金10億円以上の法人)、中堅企業(大企業、中小企業以外の企業)、中小企業(資本金3億円(卸売業は1億円、小売業、飲食業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が3百人(ただし、卸売業、サービス業は百人、小売業、飲食業は50人)以下の会社、国内企業向け貸付計、貸付先数、金額、国内企業向け貸付計の占率の区分ごとの国内企業向け企業規模別残高</p> <p>十三 業種別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合</p> <p>十四 使途別(設備資金、運転資金の区分をいう。)の貸付金残高の合計に対する割合</p> <p>十五 担保別貸付金残高</p> <p>十六 土地、建物、建設仮勘定、その他の有形固定資産、合計に区分し、前期末残高、当期増加額、当期減少額、当期償却額、当期末残高、減価償却累計額、償却累計率の区分ごとの有形固定資産の残高</p> <p>十七 不動産残高(営業用、賃貸用に区分する)、賃貸用ビル保有数</p> <p>十八 外貨建資産について、公社債、株式、現預金・その他、小計に区分し、円貨額が確定した外貨建資産について、公社債、現預金・その他、小計に区分し、円貨建資産について、非居住者貸付、公社債(円建外債)、小計の区分ごとの海外投融資残高</p> <p>十九 外国証券(公社債、株式等)、非居住者貸付の区分ごとの海外投融資の地域別構成</p> <p>二十 海外投融資利回り</p>
特別勘定に関する指標等	<p>一 個人変額保険、団体年金保険、特別勘定計等の区分ごとの特別勘定資産残高</p> <p>二 現預金・コールローン、有価証券(公社債、株式、外国証券(公社債、株式等)、その他の証券)、貸付金、その他、合計の区分ごとの個人変額保険特別勘定資産</p> <p>三 利息配当金等収入、有価証券売却益、有価証券償還益、有価証券評価益、為替差益、金融派生商品収益、その他の収益、有価証券売却損、有価証券償還損、有価証券評価損、為替差損、金融派生商品費用、その他の費用、収支差額の区分ごとの個人変額保険特別勘定の運用収支</p>

<p>保険金信託業務に関する指標（保険金信託業務を行う場合に限る。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則別紙様式第八号の七の信託財産残高表（注記事項を含む。） 二 金銭信託の受託残高 三 元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）の受託残高 四 信託期間別の金銭信託の元本残高 五 金銭信託に係る貸出金及び有価証券の区分ごとの運用残高 六 金銭信託に係る貸出金の科目別（証書貸付、手形貸付及び割引手形の区分をいう。）の残高 七 金銭信託に係る貸出金の契約期間別の残高 八 担保の種類別（有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分をいう。）の金銭信託に係る貸出金残高 九 使途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の金銭信託に係る貸出金残高 十 業種別の金銭信託に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 十一 中小企業等（資本金三億円以下の会社若しくは常時使用する従業員が三百人以下の会社又は個人をいう。ただし、卸売業にあっては資本金一億円以下の会社若しくは常時使用する従業員が百人以下の会社又は個人を、サービス業にあっては資本金五千万円以下若しくは常時使用する従業員が百人以下の会社又は個人を、小売業及び飲食店にあっては資本金五千万円以下若しくは常時使用する従業員が五十人以下の会社又は個人をいう。）に対する金銭信託に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 十二 金銭信託に係る有価証券の種類別（国債、地方債、社債、株式その他の証券の区分をいう。）の残高
--	--

注 本表の作成に当たって、継続性が異なる指標については、その旨を注記する。

出所 保険業法施行規則 別表 第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社）
https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=408M50000040005_20190401_431M60000002010&openerCode=1#8218 2019年9月23日確認。

別表 第五十九条の二第一項第三号ハ関係（損害保険会社）

項目	記載する事項
<p>主要な業務の状況を示す指標等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一 保険種目の区分ごとの正味収入保険料の額及び元受正味保険料の額 二 保険種目の区分ごとの受再正味保険料の額及び支払再保険料の額 三 保険種目の区分ごとの解約返戻金の額及び保険引受利益の額 四 保険種目の区分ごとの正味支払保険金の額及び元受正味保険金の額 五 保険種目の区分ごとの受再正味保険金の額及び回収再保険金の額
<p>保険契約に関する指標等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一 主要な保険契約に係る保険期間の区分ごとの契約者（社員）配当金の額 二 保険種目の区分ごとの正味損害率、正味事業費率及びその合算率 三 保険種目の区分ごとの再保険に付した部分の控除を考慮しない発生損害額及び損害調査費の合計額の既経過保険料（当該事業年度の既経過期間に対応する責任に相当する額として計算した金額をいう。以下この号において同じ。）に対する割合、事業費の既経過保険料に対する割合及びその合算率（自動車損害賠償保障法第五条（責任保険又は責任共済の契約の締結強制）の自動車損害賠償責任保険の契約及び地震保険に関する法律第二条第二項（定義）に規定する地震保険契約を除く。） 四 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合 五 保険契約を再保険に付した場合における当該再保険を引受けた主要な保険会社等（第七十一条第一項各号に掲げる者をいう。次号及び第七号において同じ。）の数 六 保険契約を再保険に付した場合における当該再保険を引受けた保険会社等のうち支払再保険料の額が大きいことにおいて上位を占める五の保険会社等に対する支払再保険料の割合 七 保険契約を再保険に付した場合における当該再保険を引き受けた主要な保険会社等の適格格付業者（金融庁長官が別に指定する者をいう。）又は海外においてこれと同等の実績を有する格付業者による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合 八 未だ収受していない再保険金の額
<p>経理に関する指標等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一 保険種目の区分ごとの支払備金の額及び責任準備金の額 二 標準責任準備金対象契約、標準責任準備金対象外契約ごとの積立方式、積立率の区分ごとの保険契約（法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約（保険契約の内容が同号に掲げる保険とそれ以外の保険との組合せによる場合にあっては、同号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約）を除く。）の責任準備金の積立方式、積立率

<p>経理に関する指標等</p>	<p>[積立率の算式(A)/(B)×100%] (A)…実際に積み立てている「普通責任準備金+払戻積立金」 (B)…平成8年大蔵省告示第48号に定める保険料積立金及び払戻積立金(第68条第2項に定める保険契約に係るものに限る。)(標準責任準備金対象契約)+「平準純保険料式による保険料積立金(平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係るものに限る。)+実際に積み立てている払戻積立金(同項に定める保険契約以外の保険契約で、平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係るものに限る。)+実際に積み立てている普通責任準備金及び払戻積立金(平成13年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係るものに限る。)(標準責任準備金対象外契約)」+未経過保険料(平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係るものに限る。) (注)ただし、(A)は(B)を上回らないものとする。 三 貸倒引当金を一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定に、価格変動準備金を含むその他の引当金ごとに区分し、前期末残高、当期末残高、当期増減額の区分ごとの残高 四 利益準備金及び任意積立金の区分ごとの残高 五 損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の額の変動 六 人件費、物件費、税金、火災予防拠出金及び交通事故予防拠出金、法第二百六十五条の三十三第一項の負担金、諸手数料及び集金費の区分ごとの事業費明細</p>
<p>資産運用に関する指標等</p>	<p>一 預貯金、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、商品有価証券、金銭の信託、有価証券、貸付金、土地・建物、運用資産計、総資産(積立勘定を含む。以下本表において同じ。)の区分ごとの残高及び総資産に対する割合 二 預貯金、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、商品有価証券、金銭の信託、有価証券、貸付金、土地・建物、小計、その他、合計の区分ごとの利息配当収入の額及びその他、合計を除く区分ごとの運用利回り 三 外貨建(外国公社債、外国株式、その他、計)、円貨建(非居住者貸付、外国公社債、その他、計)、合計の区分ごとの海外投融资残高及び合計に対する構成比 四 海外投融资利回り 五 商品有価証券(商品国債、商品地方債、商品政府保証債、その他の商品有価証券、合計の区分をいう。)の平均残高及び売買高 六 保有有価証券の種類別(国債、地方債、社債、株式、外国証券、その他の証券、合計の区分をいう。)の残高及び合計に対する構成比 七 公社債、株式、外国証券、その他の証券、合計の区分ごとの保有有価証券利回り 八 有価証券の種類別(国債、地方債、社債、株式、外国証券、その他の証券の区分をいう。)の残存期間別残高 九 業種別保有株式の額 十 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸付金の残存期間別の残高 十一 担保別貸付金残高 十二 使途別(設備資金、運転資金、合計の区分をいう。)の貸付金残高及び合計に対する構成比 十三 業種別の貸付残高及び貸付残高の合計に対する割合 十四 大企業(資本金10億円以上の法人)、中堅企業(大企業、中小企業以外の企業)、中小企業(資本金3億円(卸売業は1億円、小売業、飲食業、サービス業は5千万円)以下の会社 十五 土地、建物、建設仮勘定、合計(それぞれ営業用、賃貸用に区分すること。)、その他の有形固定資産及び有形固定資産合計の残高</p>
<p>特別勘定に関する指標等</p>	<p>一 特別勘定資産残高 二 現預金・コールローン、有価証券(公社債、株式、外国証券(公社債、株式等)、その他の証券)、貸付金、その他、合計の区分ごとの特別勘定資産 三 利息配当金等収入、有価証券売却益、有価証券償還益、有価証券評価益、為替差益、金融派生商品収益、その他の収益、有価証券売却損、有価証券償還損、有価証券評価損、為替差損、金融派生商品費用、その他の費用、収支差額の区分ごとの特別勘定の運用収支</p>

注 本表の作成に当たっては、継続性が異なる指標等については、その旨を注記する。

出所 保険業法施行規則 別表 第五十九条の二第一項第三号ハ関係(損害保険会社)

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=408M50000040005_20190401_431M60000002010&openerCode=1#8219 2019年9月23日確認。